

# 品質保証ガイドライン

ゼオン化成株式会社  
環境安全品証部  
2023年3月1日

(はじめに)

ゼオン化成株式会社(以下弊社とする)の製品は、弊社顧客の製品に組み込まれるなど、広く一般ユーザー様に使用されております。その中には製品安全上重要なものもあり、弊社製品を構成する個々の原料、材料、購入品もまた、弊社製品の製品安全上、また製品性能上重要な役割を果たしております。弊社としましては、製造物責任の観点からも、今後より一層の品質保証体制の強化が必要となると判断しており、御取引先の皆様におかれましても、弊社の方針をご理解いただき、弊社の要求品質を保証できる品質保証体制を構築し維持する活動を、共に進めていただければ幸いです。

## 1.適用

本ガイドラインは、弊社に納入される製品の品質保証を確実にするために、ご理解とご協力をお願いする事項をまとめたものです。環境・品質マネジメントシステムの要求事項及び弊社に納入する製品の品質保証、品質管理、製品安全、不適合品管理などの要求事項について記載しております。

また、弊社が取引先の指導を行う場合にも、本ガイドラインに基づき実施いたします。

## 2.引用規格

- (1) ISO14001:2015
- (2) ISO9001:2015
- (3) IATF16949:2016

## 3.用語および定義

用語および定義は、引用規格における用語及び定義に準じます。

#### 4.環境マネジメントシステム

ガイドライン要求項目	ガイドライン要求事項	
1. 環境安全体制	①環境安全方針、目標の設定	経営者は、長期および年度の環境安全方針、目標を設定し、これを全従業員に展開、推進してください。また、それらの実績を把握し、必要な対応を行ってください。
	②環境安全課題の設定	環境安全に関する改善課題、推進責任者を設定し、達成に向けた手段、実行計画を明確にして継続的に実施してください。
	③法規制の遵守体制	組織と直接係わる環境安全に関する法規制を明確にして最新状況を入力し、維持してください。
	④外部からの要求事項の遵守体制	経営者は、受入れを決めた外部からの環境に関する要求事項を把握し維持してください。
2. 環境側面の評価	①化学物質管理	弊社が指定した製品中の管理対象化学物質を含む化学物質について、環境への影響を評価し、不使用または使用・排出の管理を適切に行ってください。
	②その他の環境側面の評価	次の項目の環境への影響を評価し、改善活動を行ってください。 ・大気汚染 ・水質汚濁 ・騒音・振動 ・廃棄物 ・土壌汚染 ・エネルギー(電気、ガス、燃料等の使用)
	③環境に対する緊急事態対応	緊急事態を特定し、緊急時の対応手順や仕組みを設けてください。また、定期的に訓練を実施し、見直しを行ってください。
3. 啓蒙・教育	①安全活動	次に記載する職場の安全活動を、定期的にまたは適切なタイミングで実施してください。 ・ヒヤリハット ・朝礼、危険予知活動 ・工場トップによる安全意識高揚のための集会等
	②新人教育	新入社員や異動者に対して、受け入れ時に手順に沿って教育を実施し習熟度を評価してください。
	③作業内容変更時の教育	作業内容が変更された際に、変更後の作業内容および作業の安全性について確認し、教育を実施してください。
	④環境教育	環境に著しい影響を与える可能性のある作業に従事する者を明確にして、別に教育訓練を実施し、記録を残してください。
4. 整理整頓	①工具や材料の整理	工具や材料、製品は作業性、安全性の観点から3定管理を実施し、通路へのはみ出し、崩れなどの危険がない状態を維持してください。
	②清掃	作業場、通路の清掃を定期的に行うとともに、補修が必要な箇所は適時対応し、滑り、躓きに繋がる段差、濡れ、粉飛散がない状態を維持してください。
	③廃棄物	不要物は廃棄に努め、廃棄物は、表示の場所に分別(資源ゴミ、産業廃棄物、一般)し、設置場所は定期的に清掃してください。
5. 機械設備、工具等の整備、危険防止	①機械設備の整備	機械設備等は計画的に点検、整備を行い、異音などの異常があった場合には、手順通りに処置を実施してください。
	②工具等の整備	工具等は定期的に整備し、整備の結果を記録してください。また、亀裂、欠けなどの異常がない状態が維持できている。
	③作業主任者	次の作業の作業主任者を決め、掲示してください。 ・ボイラー等 ・動力プレス ・木材加工用機械 ・有機溶剤 ・特定化学物質
	④有資格者	次の作業は、有資格者(免許、技能講習、特別教育修了)が従事するとともに、代替要員の確保に努めてください。 ・ボイラー、圧力容器取扱 ・クレーン、移動式クレーン等の運転、玉掛け作業 ・フォークリフト運転 ・溶接(アーク、ガス)
6. 保安管理	①安全装置	回転物や駆動部など危険個所を特定し、カバーや安全囲いを設置

		してください。
	②保護具の使用	安全帯、安全靴、防塵マスクなどの保護具が必要な作業を特定し、適切に使用してください。
	③有機溶剤等使用時の対応	有機溶剤等使用および使用設備の清掃における安全対策を標準化し、適切に換気等を行ってください。
	④火災等の緊急時の対応	緊急時の対応手順を設け、備品(消火器、担架等)を整備してください。また、定期的に訓練を実施し、見直しを行ってください。
	⑤危険源の特定	リスクアセスメントにより、事故および労働安全上の危険源を特定し、リスク評価に基づき、危険源の除去や低減に努めてください。
	⑥非正常作業	非正常作業時の対応手順を決め、その通り実施してください。
	⑦変更管理	作業内容等変更時の対応手順、管理方法を明確にして文書化し、決められた通りに実施してください。
	⑧保安に関する緊急事態対応	保安に関する緊急事態を特定し、緊急時の対応手順や仕組みを設けるとともに、定期的に訓練を実施し、見直しを行ってください。
7. 作業環境管理	①作業環境測定	法令通りの回数、頻度で作業環境測定を実施し、管理区分に対する是正処置が必要な場合は確実に実施してください。
8. 労働災害	①労働災害への対応	過去に労働災害が発生した箇所の再発防止対策を確実に実施するとともに、有効性の観点から検証してください。
9. 保安・環境異常	①保安・環境異常への対応	過去に保安異常・環境異常が発生した箇所の再発防止対策を確実に実施するとともに、有効性の観点から検証してください。
10. 委託先(外注、下請)	①環境監査	産業廃棄物処理業者などの委託先との契約を締結し、監査などにより、実施状況の把握を計画的に実行してください。

5.品質マネジメントシステム

ガイドライン要求項目	ガイドライン要求事項
1. 品質保証体制	<p>①品質方針・目標の設定 経営者は、長期および年度の品質方針、目標を設定し、これを各部門へ展開、推進してください。また、定められた通りに運営されていることを含むそれらの実績を把握し、必要な対応を行ってください。</p> <p>②品質不良低減の目標管理 不良品発生率、手直し件数、クレーム件数、工程異常件数等の品質不良についての項目を設定し、その低減目標を定め、組織的な取組みを継続的に実施してください。</p> <p>③品質保証組織 品質保証推進の独立した部門を設置するとともに、その責任者を任命し、推進・実行してください。</p> <p>④責任と権限 各組織の責任・権限および職務分掌を文書化するとともに、実態と合致している状態を維持してください。</p>
2. 品質保証に関する規程、要領、標準類	<p>①規程・要領類の整備 品質保証活動に必要な規程、要領類の発行手順を明確にし、全てを整備、文書化してください。また、それらの決裁者を定めてください。</p> <p>②規格・仕様書・図面の整備 保証水準を示す規格、仕様書、図面等を全て整備し、最新版を維持してください。</p> <p>③作業標準書の整備 作業標準、作業指示書等で定められた作業を行う上で必要な標準書を整備し、最新版を維持してください。</p> <p>④法令・国際規格・国家規格・顧客仕様書等の整備 必要な法令、国際規格、国家規格、顧客仕様等を明確にして入手し、維持してください。</p> <p>⑤制定・改廃の整備 規程、要領、品質標準類、その他の文書に関する制定、改廃の手順を文書に定め、実行してください。</p>
3. 購買品の管理	<p>①購買品の仕様 製品品質の確保に必要な全ての購買品について、品質仕様を文書化して、取引先に提示してください。 または、納入仕様書や品質規格書、SDS等を受領してください。</p> <p>②購買品の評価 製品品質の確保に必要な全ての購買品について、受入手順(受入検査を含む)を定め、定められた通りに実行し記録を残してください。</p> <p>③取引先の評価 取引先の品質、価格、納期対応について評価基準や手順を定め、定期的に評価を行うとともに、取引先の選定に活かしてください。</p> <p>④取引先の監査 取引先の安全・品質について、定期的に工場監査を行い、取引先の改善、是正および評価に活かしてください。</p>
4. 識別管理とトレーサビリティ	<p>①識別・表示 材料から完成品までの全ての品物を識別する方法、基準を明確にし、文書化するとともに、定められた通りに実施してください。</p> <p>②検査・試験の状態識別 検査済品、未検査品の識別、表示の方法および基準を明確にし、文書化して、定められた通りに実施してください。</p> <p>③製造履歴追跡 製品にロットNoを表示し、製造状態や使用した原材料まで溯って製造履歴を把握できる仕組みを構築してください。</p>
5. 製造工程管理	<p>①作業標準書の遵守 実際の作業方法、内容が作業標準書と一致しているかどうかを定期的に確認し、遵守されている状態を維持してください。</p> <p>②QC工程図に基づく工程の管理 QC工程図を作成し、これに基づいて実行するとともに、その記録を残してください。</p> <p>③工程試験の実施 工程試験手順および管理範囲を超えた時の処置方法を明確にし、決められたとおりに実行してください。</p> <p>④工程能力の確保 日常的に管理図による傾向管理を実施するとともに、定期的に工程能力を評価し、1.33以上になるように改善活動を実行、推進してください。</p> <p>⑤工程変更管理 工程変更(4M)時の(弊社への事前連絡を含む)管理方法、基準を明確にして文書化し、実行するとともに、記録に残してください。</p> <p>⑥作業環境の整備(5S) 作業環境の5Sのルールを定め、実施し、良好な状態を維持してください。</p>
6. 設備管理	<p>①設備の保全管理 品質に影響する設備と、それらの保全方法、基準を明確にして日常点検、定期点検を実施し、結果の記録を残してください。</p> <p>②設備の不具合の処置 品質に影響する設備について、不具合発見時の処置方法を標準化し、処置の結果を記録に残してください。</p> <p>③設備の予防保全 品質に影響する全ての設備について、予防保全を実施してください。</p>
7. 検査・試験	<p>①検査の独立性 製造部門から独立した検査・判定部門を設けてください。</p> <p>②検査員の認定 検査員の資格要件を明確にし、教育、訓練を実施するとともに、全ての検査員の資格認定を行ってください。</p> <p>③製品検査 原材料受入れから製品までの全ての検査を含む製品検査の合否判定基準および責任者を明確にし、定められた通りに製品検査を実施してください。</p> <p>④初物の評価(初期流動管理) 初物の定義、評価方法、基準を明確にし、評価を実施してください。</p>

ガイドライン要求項目		ガイドライン要求事項
	⑤検査・試験の記録	検査・試験の結果は所定の用紙に記録し、責任者が確認してください。
8. 検査・測定 および試験 装置の管理	①測定器の選定	製品品質の保証に必要な精度を有する測定器を選定し、適切な場所に設置してください。
	②測定器の点検	測定器の日常点検、定期点検の項目、基準を明確にして計画的に実施し、記録を残してください。
	③測定器の校正	測定器の校正の方法、基準を明確にして実施し、記録を残すとともに校正の状態を識別表示してください。
9. 不適合品の 管理	①不適合品の 処理(受入品)	受入品に不適合があった際の内容確認、隔離識別を含む処置の手順、責任者を明確にし、定められた通りに処置を実施し記録を残してください。
	②不適合品の 処理(製品)	製品に不適合があった際の内容確認、隔離識別を含む処置の手順、責任者を明確にし、定められた通りに処置を実施し記録を残してください。
10. 是正処置 ・予防処置	①社外クレームの 是正処置	社外クレームが発生した時の内容確認を含む是正処置の手順、責任者とその権限を明確にし、実施と効果確認を行うとともに記録を残してください。またそれらの情報を分析し、次年度方針に反映させてください。
	②社内異常に対 する是正処置	社内異常が発生した時の内容確認を含む是正処置の手順、責任者と権限を明確にし、実施し効果確認をするとともに、それらの記録を残してください。
	③予防処置	社外クレーム、社内異常等の是正処置の結果を水平展開し、予防処置を行い記録を残してください。
11. 製品の 保管・包装 ・引渡し	①製品の取扱い と保管	製品の劣化、損傷を防ぐための取扱、保管方法について、基準を明確にして実施してください。
	②製品の包装	顧客および弊社の要求事項を満せすための包装材、方法等を明確にし、実行してください。
	③製品の出荷	製品の誤出荷を防止する手だてを工夫して定め、実施してください。また、先入れ先出しを実施してください。
	④製品の安全 情報の提供	製品のSDSを作成する仕組みを構築し、販売の際には最新版の取扱安全性の情報を提供してください。
	⑤イエローカード の交付	製品のイエローカードを作成する仕組みを構築し、配送の際には必ず最新版を携帯させてください。
	⑥倉庫・運送業社 の評価	倉庫・運送業社の保管・運送状況について、定期的に評価を行い、その結果を選定や改善に活かしてください。
12. 記録 ・内部監査	①品質記録の 管理	保管、管理すべき品質関係の記録およびその保管期間を設定し、定められた通りに実施してください。
	②内部品質監査	品質管理状況を審査する仕組みを構築し、定期的に実施してください。
	③品質会議	品質管理状況を伝達、討議する定期的会議を設け、議事録が残してください。
13. 教育・訓練 および統計的 手法	①作業者の 教育・訓練	計画に基づいて定期的に教育、訓練を実施し、その記録を残してください。
	②小集団活動	小集団(QCサークル)活動を推進し、改善に努めてください。
	③統計的手法の活用	工程解析のみならず、工程改善のために統計的手法を活用し、改善を進めてください。
14. 委託先 (外注、下請)	①品質監査	品質に関する契約や品質仕様を取り交わるとともに、工程管理状況の把握と指導を計画的に実施してください。